



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年1月26日火曜日 第2742号

◇ 目 次 ◇

保安林予定森林にする旨の通知(5件).....	(森林整備課).....	33
指定居宅介護支援事業者の指定.....	(東予地方局地域福祉課).....	34
指定居宅サービス事業の廃止.....	(").....	34
指定居宅介護支援事業の廃止.....	(").....	35
指定介護予防サービス事業の廃止.....	(").....	35
道路の供用開始(県道新居浜港線).....	(東予地方局管理課).....	35
指定道路の指定.....	(東予地方局四国中央土木事務所).....	35
開発行為に関する工事の完了(2件).....	(中予地方局建築指導課).....	35
建設業者の許可の取消し.....	(南予地方局管理課).....	36

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	(男女参画・県民協働課).....	36
----------------------------	-------------------	----

告 示

○愛媛県告示第74号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年1月26日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
大洲市新谷甲2015、甲2016、丙61の3、丙73の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
新谷甲2015・甲2016(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、丙61の3
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第75号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年1月26日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所

- 大洲市河辺町川上944から949まで、951から953まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
河辺町川上946から949まで・952(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第76号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年1月26日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
大洲市東宇山乙657
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第77号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年 1月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所
上浮穴郡久万高原町中津字久主3276、3279、3282から3286まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字久主3276・3282(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、3285
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第78号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年 1月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所
喜多郡内子町大瀬南4800、4810から4812まで、4813の1、4814の1、4819の1、4821から4823まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大瀬南4800・4810から4812まで・4813の1・4814の1・4819の1・4821から4823まで(以上10筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第79号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成28年 1月26日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
社会福祉法人愛美会	指定居宅介護支援事業所 愛美会	愛媛県四国中央市上分町乙8番地73	平成27年12月1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第80号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年 1月26日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		廃 止 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社 すずらん	デイサービス すずらん	愛媛県新居浜市喜光地町一丁目7番17号	平成27年12月15日	通所介護
株式会社 すずらん	すずらんサービスセンター	愛媛県新居浜市喜光地町一丁目7番17号	平成27年12月31日	訪問介護

○愛媛県告示第81号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年 1月26日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社 すずらん	指定居宅介護支援事業所 すずらん	愛媛県新居浜市喜光地町一丁目7番17号	平成27年12月31日	居宅介護支援

○愛媛県告示第82号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年 1月26日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社 すずらん	デイサービス すずらん	愛媛県新居浜市喜光地町一丁目7番17号	平成27年12月15日	介護予防通所介護
株式会社 すずらん	すずらんサービスセンター	愛媛県新居浜市喜光地町一丁目7番17号	平成27年12月31日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 1月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	新居浜港線	新居浜市本郷一丁目898番5から 同市本郷一丁目897番4まで	平成28年 1月27日

○愛媛県告示第84号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成28年 1月26日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号

- 2 指定年月日
平成28年 1月18日
- 3 指定道路の位置
四国中央市中曾根町字中石床2288番1の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
- (1) 延長 54.39メートル
- (2) 幅員 6.00メートル

○愛媛県告示第85号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 1月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
27中局建（開）第38号 平成28年 1月15日	伊予市下吾川字鳥ノ木225番1	伊予市下吾川106番地1 グリーンパークハルA棟102号 沖 信 吾

○愛媛県告示第86号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 1月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
27中局建（開）第39号 平成28年 1月18日	伊予郡松前町大字西高柳字大反32番 1	松山市余戸西6丁目1番16号 オーバラッツォ201号 今 井 紀 之

○愛媛県告示第87号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成28年 1月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
（般 - 24）第2101号	平成25年 2月26日	（有）武内建設	武内ツルミ	宇和島市津島町北灘丙12 1 - 3	平成27年 12月2日	土木工事業	建設業の廃止
（般 - 25）第16363号	平成25年 9月16日	西山組	西山 輝重	大洲市肱川町大谷3656	平成27年 12月2日	大土工事業	建設業の廃止
（般 - 22）第13278号	平成23年 1月10日	藤原土建	藤原 敏夫	喜多郡内子町五十崎甲11 79 - 4	平成27年 12月9日	土木工事業	建設業の廃止
（般・特 - 24）第2051号	平成24年 11月27日	（株）伊藤組	伊藤 庫造	八幡浜市保内町川之石 1 - 161 - 1	平成27年 12月24日	土木工事業 建築工事業 造園工事業	建設業の廃止
（般 - 26）第5074号	平成27年 3月3日	愛林機械工業（株）	和泉 俊孝	宇和島市伊吹町乙272 - 14	平成27年 12月28日	とび・土工工事業 電気工事業 鋼構造物工事業	建設業の廃止

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年 1月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年 1月14日	NPO法人 みんなダイスキ松山冒険遊び場	山 本 良 子	松山市別府町734番地 9	この法人は、未来を担う地域のすべての子どもたちとその保護者を支援する為に、自然の中で地域の人に見守られながらのびのびと育ていく地域社会を核とした新しい地域子育てモデルに基づき、保育及び子育てに関する事業、並びに環境教育及び防災教育を行い、地域社会の活性化及び住みよいまちづくりに寄与すると同時に、これを愛媛県下に発信し、広めていくことを目的とする。